

平成29年度 第3回江東区外部評価委員会

平成29年7月14日（金）午前9時30分
江東区役所 7階 第71会議室

《 会 議 次 第 》

1. 開会
2. 施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」ヒアリング
 - 休憩（5分程度） —
3. 計画の実現に向けて③「自律的な区政基盤の確立」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

【配付資料】

- ・ 委員名簿
- ・ 意見シート（施策11・実現③）※外部評価モニターのみ
- ・ 出席職員名簿（施策11・実現③）
- ・ 席次表（施策11・実現③）
- ・ 施策実現に関する指標に係る現状値の推移（施策11・実現③）
- ・ 事業概要一覧（施策11・実現③）
- ・ 施策評価シート（施策11・実現③）
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート
（施策11・実現③）

平成29年度外部評価委員会委員名簿(A班)

氏名	所属	分野
<small>よしたけ ひろみち</small> ◎ 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事 筑波大学名誉教授	経営管理論 大学経営論
<small>うえだ みどり</small> 植田 みどり	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官	教育 福祉
<small>みやざわ まさやす</small> 宮澤 正泰	習志野市会計管理者	公会計 行政全般

◎ : A班班長

会議終了後、必要事項をご記入いただき、お帰りの際に係員にご提出ください。(当日の提出が難しい場合は、後日、メールやFAX等でご提出いただいても構いません。ただし、ご意見を事務局で取りまとめますので、委員会の翌日までにご提出願います。)

〔FAX〕 03-3699-8771

〔アドレス〕 kikaku@city.koto.lg.jp

氏名

施策番号

11

外部評価委員会のヒアリングをお聞きいただき、施策に対する区の取り組みについてどのような感想をもたれましたか？

S～Cのいずれかに「O」をし、評価の理由等を記入願います。

S	A	B	C
優れていると高く評価できる	良好である	やや不十分である	不十分であり、改善を要する

〔評価の理由、改善提案、一言コメントなど〕

自由意見 (その他ご意見などございましたらご記入ください。)

第3回江東区外部評価委員会（A班ヒアリング②） 出席職員名簿

平成29年7月14日開催

【施策11】

	職 名	氏 名
◎	こども未来部長	伊 東 直 樹
	教育委員会事務局次長	石 川 直 昭
	福祉部 障害者支援課長	山 崎 岳
○	こども未来部 子育て支援課長	堀 田 誠
	こども未来部 保育課長	石 井 康 弘
	教育委員会事務局 庶務課長	杉 田 幸 子
	教育委員会事務局 学務課長	油 井 教 子
	教育委員会事務局 放課後支援課長	池 田 良 計
	こども未来部 子育て支援課 庶務係長	石 渡 貞 彦
	こども未来部 子育て支援課 こども家庭支援係長	加 瀬 尚 紀
	こども未来部 子育て支援課 要保護支援担当係長	田 尻 由 紀
	教育委員会事務局 庶務課 社会教育担当係長	杉 本 千 代

◎は主管部長、○は主管課長

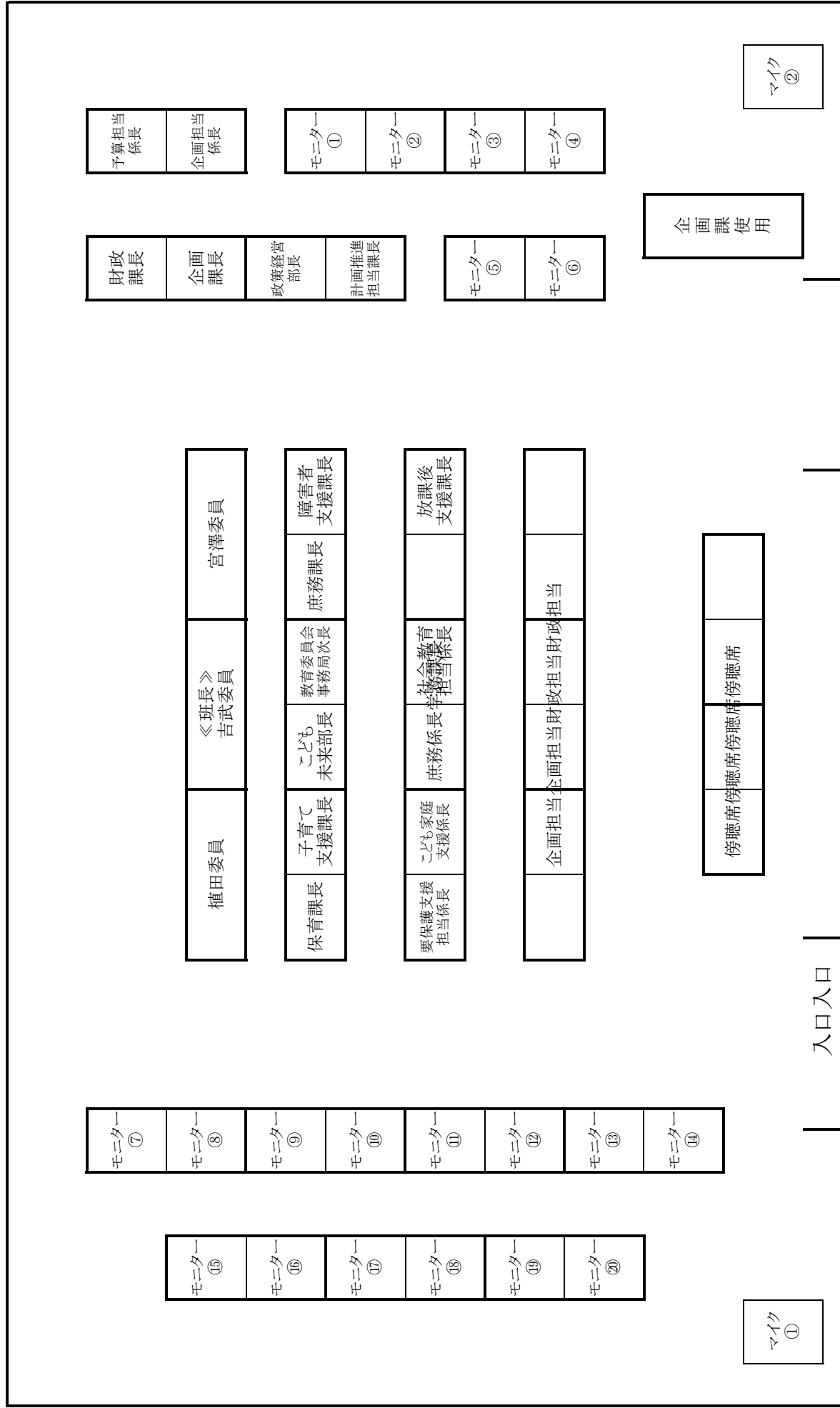
【事務局】

	職 名	氏 名
—	政策経営部長	押 田 文 子
—	政策経営部 企画課長	炭 谷 元 章
—	政策経営部 財政課長	岩 瀬 亮 太
—	政策経営部 計画推進担当課長	日 野 幸 男

[席次表] 施策

11

平成29年7月14日(金)
江東区役所7階 第71会議室



施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

※平成22～26年度の現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年3月)に判明していた数値

施策 11	長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	新規 変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (26年度)	達成 状況	目標値 (31年度)	数値 取得方法	指標担当課
			44	児童虐待相談対応件数(年間)437405			427	564	—	—		
45	虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合		43.847.243.6			39.542.8%		70%60%			区民アンケート	子育て支援課
46	地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	○	—			2,135	—			2,220人	業務取得庶務課	庶務課

事業概要一覧（平成29年度 施策別）

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

取組の施策の概要	実施する施策の概要	事務事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向事 業 概 要
02未来を担う子どもを育むまち	05子どもの未来を育む地域社会づくり	1101児童虐待防止対策の推進	70,997,657	78,128,692	△ 11.1%	児童虐待に関する情報提供、虐待ケース会議の開催及び要保護児童対策地域協議会の運営。 虐待予防、児童見守りシステムを構築するための企画運営。
		1 児童虐待対応事業	15,851	10,004	△ 30.1%	要保護児童の家庭に、児童の健全育成と自立支援を目的とし、安定的・継続的にボランティアである家庭 支援士を派遣。
		2 児童家庭支援士訪問事業	2,274	255		保護者等が病氣・出産等で子どもを養育することが一時的に困難な場合に、短期間、宿泊を伴ってこどもを 預かるサービス。
		3 こどもショートステイ事業	19,601	14,471		定員：①パークサイド亀島 3人 ②協力家庭 1家庭あたり最大4人 29年度は、新たに協力家庭でのショートステイを開始。
		4 養育支援訪問事業	1,834	1,920	△ 4.5%	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、居宅訪問により指導、助言を実施。
		1102地域・家庭における教育力の向上	5,209	5,209		障害児(者)の発達、成長、自立のための課題、親及び支援する関係者の役割と責任等についての学習を 支援し、地域における子育て支援のネットワーク作りを推進するための課題別講座を開催
		1 障害児(者)の親のための講座事業	149	149		こどもの発達課題や親の役割についての学習講座及び地域での子育てネットワークの形成支援のための 対象者別講座を開催。
		2 家庭教育学級事業	5,060	5,060		

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>児童虐待は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>また、通告等の確認や対応については、平成21年9月に定められた都区間の基本ルールである「東京ルール」について、平成27年6月に「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で連絡・調整を行い、緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。</p> <p>平成26年、児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で複数発生したことから、児童の居所・状況が確認できないハイリスク事例を、母子保健業務、児童手当等業務、就学業務等の対象者の中から洗い出し、確認を進めて報告するよう国から求められ、本区でも関係機関協同で対策を進めた。この調査は毎年行われている。</p> <p>平成27年7月、国の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。</p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に施行された。これにより、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、支援拠点(子ども家庭支援総合拠点)の整備に努めることが示された。また今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。</p> <p>家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成24年度2,270人、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人ととなっている。</p>	<p>児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童虐待に対しては、状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、より専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。</p> <p>このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。</p> <p>また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p> <p>臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施策対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。</p>
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
44 児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671				—	子育て支援課
45 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	42.8	47.4	42.8				60	子育て支援課
46 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294				2,220	庶務課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標44：715件 指標46：2,280人

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	101,310千円	91,100千円	106,312千円	0千円
事業費	34,859千円	30,786千円	44,769千円	
人件費	66,451千円	60,314千円	61,543千円	

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
<p>【指標44】児童虐待対応の件数は、平成27年度の652件に対し、平成28年度は671件と、前年度比19件、2.9%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。</p> <p>【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成27年度の47.4%に対し、平成28年度は42.8%と、前年と比べて減少している。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。</p> <p>【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人となっている。女性就業者や男性の参加が増加し、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映している。</p>
(2) 施策における現状と課題
<p>◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比19件の増と増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。◆平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年度に虐待防止のための関係行政機関等連携マニュアルを作成し、平成26年度に改訂した。平成21年度には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会との協体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。◆平成23年度からは子育てスタート支援事業及び児童家庭支援士訪問事業を開始したところである。いずれも専門的な対応力の向上とネットワークの強化を目指した取り組みの強化が今後必要である。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①ショートステイの定員が不足しており、拡充が求められていること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更にするために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きつぷクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。</p>

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れのないよう関係者間の連携を図り、虐待予防の取り組みを強化する。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。この際は、社会的養護の視点に基づき施策展開が求められていくものと考えられる。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業は、子育て世帯への具体的な虐待予防の取り組みであり、講習を受講した区職員が講師になり講座を柔軟に開催できるようにすることで、より多くの講座を行い、虐待予防を図っていく。こどもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する健康管理や家庭環境等、情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童の情報管理の精度を高めるとともに、子育て支援の密度を上げる取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

平成28年度 行政評価(二次評価)結果
<p>・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。【こども未来部】</p> <p>・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、各家庭に応じた適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。【こども未来部】</p> <p>・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。【教育委員会事務局】</p> <p>・児童相談所の区移管について、引き続き各関係機関と十分な協議を行い、区の体制整備等について適切に対応していく。【こども未来部】</p>

《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

<p>・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。【こども未来部】</p> <p>・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。【こども未来部】</p> <p>・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。【教育委員会事務局】</p> <p>・児童相談所の区移管について、都区間の動向を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。【こども未来部】</p>
--

これまでの取り組み状況				
① 児童虐待防止に向けた取り組み				
取り組み	<p>早期に介入し深刻化を防ぐよう、虐待通告の窓口を地域に広く周知している。また、要保護児童対策地域協議会では、委嘱機関の拡大など、こどもに関わる機関のネットワーク強化を図っている。子育て支援課と南砂子ども家庭支援センターにおける虐待対応の質向上や情報共有に関しては、システムによるケースの一元管理や支援内容について定期的に検討し専門家の助言を受ける等、協働して対応している。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業				
② 要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけの明確化及び各家庭に応じた適切な支援策				
取り組み	<p>こども及び妊産婦の在宅支援を連携して実施するため、庁内関係部署(こども未来部・保健所・障害者支援課・教育委員会等)と日頃の連携を行うとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、各所管の事業をリスト化して共有することで、各家庭に適切な支援策を検討・展開している。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業				
③ 地域における教育力の向上				
取り組み	<p>東京都家庭教育支援基盤整備事業補助金の活用により、家庭教育学級事業運営委員会を設置し、学識経験者、幼・小・中PTA保護者等から今後の家庭教育学級事業の方向性について以下のとおり広く意見を収集した。</p> <p>(1)学級修了後のネットワークを持続させるための取組や支援者の養成も必要である。</p> <p>(2)PTAや学校評議員会、学校支援地域本部等がそれぞれの役割を果たしながら、地域と家庭のつながりをつくる取組が必要である。</p> <p>(3)庁内の保健・福祉分野や地域で展開されているこどもの育成事業との連携や、情報の共有が重要である。</p> <p>こうした意見を参考に、今後、具体策を検討する。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育学級事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	家庭教育学級事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
家庭教育学級事業				
④ 地域の関係機関との連携促進				
取り組み	<p>家庭教育講演会参加者のこども(1歳3か月から就園前)を預かり、一時保育を行う際の区民ボランティアの不足解消と、区内教育機関との積極的な連携のため、有明教育・芸術短期大学の学生インターンシップを活用した。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育学級事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	家庭教育学級事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
家庭教育学級事業				
⑤ 児童相談所の区移管				
取り組み	<p>平成28年度は、平成33年4月の児童相談所開設を想定したロードマップを作成し、開設準備スケジュールや児童相談体制、職員体制等を検討した。また、都区間では、世田谷区、荒川区、江戸川区をモデル的確認作業実施区とし、設置計画について都と協議を進めることとなったため、その動向を注視している。今後は、市町村子ども家庭支援指針(厚生労働省、平成29年3月)で示された「子ども家庭総合支援拠点」の設置を踏まえ、平成28年度に検討した児童相談体制のあり方や必要職員数等を改めて整理する。また、開設において「人材」と「施設」は必要不可欠であるため、確保・整備へ向けた調整や情報収集を行っている。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			

会議終了後、必要事項をご記入いただき、お帰りの際に係員にご提出ください。(当日の提出が難しい場合は、後日、メールやFAX等でご提出いただいても構いません。ただし、ご意見を事務局で取りまとめますので、委員会の翌日までにご提出願います。)

〔FAX〕 03-3699-8771

〔アドレス〕 kikaku@city.koto.lg.jp

氏名

施策番号

実現③

外部評価委員会のヒアリングをお聞きいただき、施策に対する区の取り組みについてどのような感想をもたれましたか？

S～Cのいずれかに「O」をし、評価の理由等を記入願います。

S	A	B	C
優れていると高く評価できる	良好である	やや不十分である	不十分であり、改善を要する

〔評価の理由、改善提案、一言コメントなど〕

自由意見 (その他ご意見などございましたらご記入ください。)

第3回江東区外部評価委員会（A班ヒアリング②） 出席職員名簿

平成29年7月14日開催

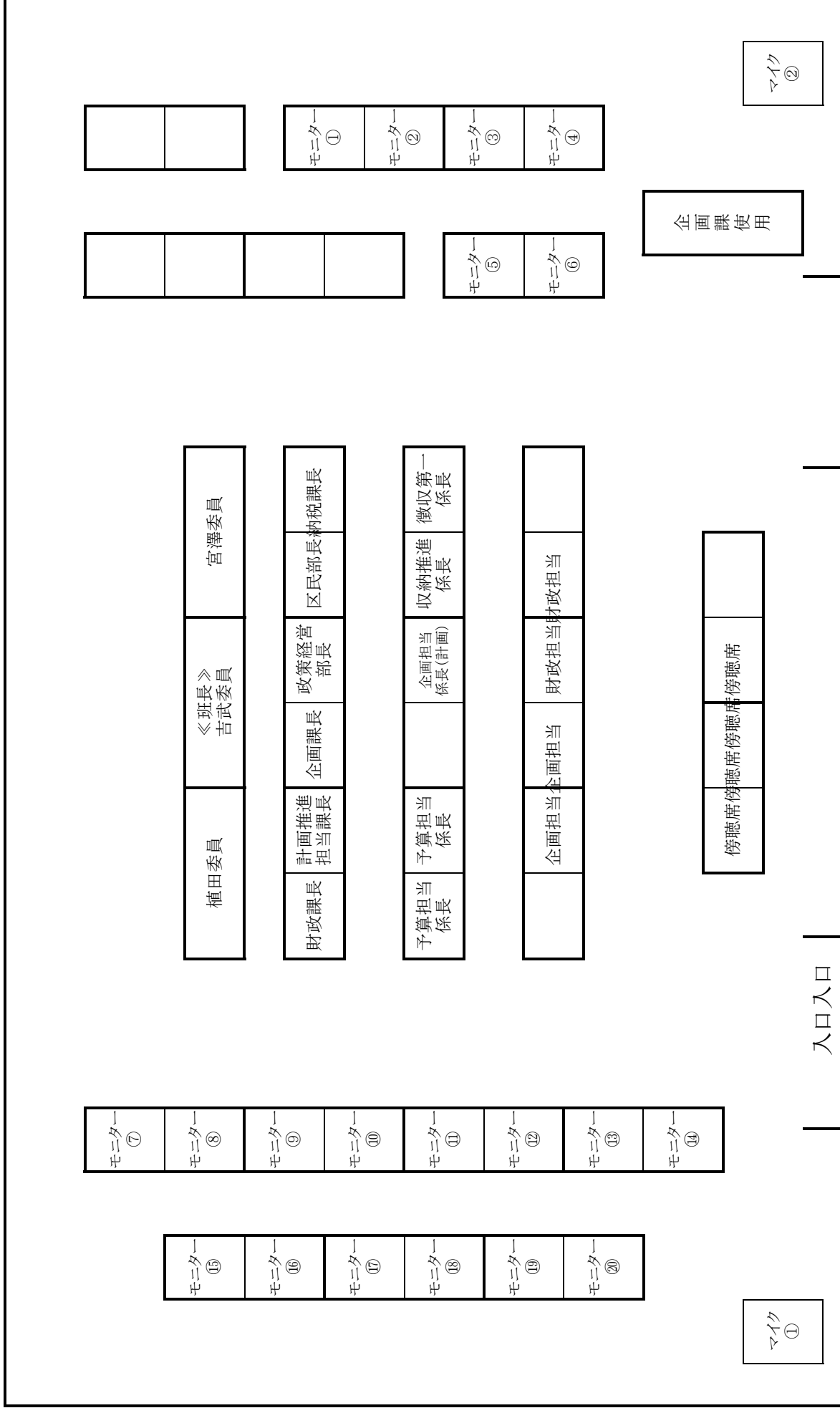
【計画の実現に向けて③】

	職 名	氏 名
◎	政策経営部長	押 田 文 子
	区民部長	山 岸 了
○	政策経営部 企画課長	炭 谷 元 章
	政策経営部 財政課長	岩 瀬 亮 太
	政策経営部 計画推進担当課長	日 野 幸 男
	区民部 納税課長	青 柳 幸 恵
	政策経営部 企画課 企画担当係長（計画）	岩 田 勉
	政策経営部 財政課 予算担当係長	小 野 木 一 貴
	政策経営部 財政課 予算担当係長	小 池 かおる
	区民部 納税課 収納推進係長	鈴 木 賢
	区民部 納税課 徴収第一係長	喜 多 学

◎は主管部長、○は主管課長

[席次表] 実現③

平成29年7月14日(金)
江東区役所7階 第71会議室



施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

※平成22～26年度の現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値

計画の 実現 ③	長期計画（後期）における 「施策実現に関する指標」	新規 変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (26年度)	達成 状況	目標値 (31年度)	数値 取得方法	指標担当課
			151	経常収支比率	83.484.4		83.9	81.1	—	80.0%	80.0%	○
152	公債費比率	2,42,53.0				—	5.0%	5.0%	○	業務取得 財政課	業務取得 財政課	
153	基金残高と起債残高との差し引き額	43,26141,445		41,00446,801	百万円	—					業務取得 納税課	業務取得 納税課
154	特別区民税の収納率（現年分）	97,3097.35		98.06	98.65	—	97.75%	98.85%	○	業務取得 納税課	業務取得 納税課	
	特別区民税の収納率（滞納繰越分）	23.09		22,3730.93	39.18	—	27.00%	45.00%	○	業務取得 納税課	業務取得 納税課	
155	特別区民税の収入未済率	—			4.31	—		2.24%	△	業務取得 納税課	業務取得 納税課	

事業概要一覧 (平成29年度 施策別)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

実施計画の大綱	事務事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向事 業概要
06計画の実現に向けて	◆4301自律的な区政基盤の確立	13,735,916	13,792,797	△ 0.4%	
	1 議会運営事業	66,657,935	183,955,284	△ 1.2%	区議会議員への報酬、旅費、共済費及び議長交際費等。
	2 行政調査事業	2,024,914	2,914,577	維持	地方都市行政等視察。
	3 政務活動事業	105,600	105,600	維持	議員の調査研究その他の活動に資するための政務活動費の交付。1か月につき議員1人あたり20万円。
	4 区議会だより発行事業	18,031	18,259	維持	区議会だよりの発行。 発行回数：定例号 年4回 臨時号・新年号 各年1回 発行部数：各回29万6,000部(うち全戸配布28万4,000部)
	5 区議会事務局運営事業	16,845	26,875	△ 37.3%	区議会事務局の運営。
	6 人権推進事業	11,668	11,668	維持	人権尊重の理念を広く社会に定着させるための相談業務と、人権週間における講演会等の開催。 人権相談：毎月第2・4金曜日 同和相談：随時
	7 平和都市宣言趣旨普及事業	2,220	2,200	維持	江東区平和都市宣言の趣旨普及のための平和祈念パネル展の開催及び平和啓発活動の実施
	8 長期計画進行管理事業	4,608	4,696	△ 1.9%	長期計画の進行管理。
	9 港湾・臨海部対策事業	1,719	1,740	維持	港湾臨海部における東京都等関連団体との調整事務及び港湾問題都区協議会の運営。
	10 企画調整事務	8,718	25,120	維持	区政一般の調査、企画・調整、組織・定数管理等に係る事務。
	11 選挙管理委員会運営事業	13,102	2,962	維持	定例会や臨時会の開催、その他啓発活動等を行う選挙管理委員会の運営。 委員数：4人
	12 選挙管理委員会事務局運営事業	495	451	維持	選挙管理委員会事務局の運営。
	13 明るい選挙推進委員活動事業	2,082	2,238	△ 7.6%	地域の話しあい活動、機関紙発行等明るい選挙推進委員の活動に伴う選挙啓発のための支援
	14 選挙啓発ポスター・コンクール事業	267	267	維持	選挙啓発のためのポスター・コンクールを開催。
	15 選挙執行事業	140	145	△ 3.1%	東京都議会議員選挙の執行・管理。
	16 特別区競馬組合分担金	110	110	維持	特別区競馬組合の事業運営に要する経費に充てるための区分担金。
4302 安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	1 財政調整基金積立金	5,693,719	208,043	維持	年度間の財源調整、財政の健全な運営を図るための積立て。
	2 減債基金積立金	204,942	406,109	△ 49.5%	特別区債の償還に必要な財源の確保、財政の健全運営のための積立て。 銀行等引当基金の満期一括償還に備えた計画的な積立て。
	3 公共施設建設基金積立金	2,727	8,762	△ 85.5%	後年度の公共施設の建設資金に充てるための積立て。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う事業に要する経費の財源に充てるための積立 て。
	4 東京オリンピック・パラリンピック基金積立金	300,000	300,000	維持	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の収支を明確化。 29年度充当事業 「オリンピック・パラリンピック開催準備事業」外9事業に6億3,721万1千円
	5 予算事務	13,707	4,943	△ 8.3%	区の財政計画及び予算編成に係る事務。
	6 自動車臨時運行許可事業	122	205	維持	未登録等を新規登録や継続検査等のために運行させる場合に仮ナンバーを貸与。
	7 納税労王者表彰事業	337	837	維持	納税貯蓄組合を通じて税が容易かつ確実に納付されるために、組合員の納税指導育成に努めた成績優 秀な組合長を表彰。
	8 納税奨励事業	3,623	4,465	維持	自主納付の促進や収納率向上のための普及啓蒙。 特別区民税・都民税の口座振替推進、納期宣伝ポスター掲示及び納税貯蓄組合への補助。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	施策の細目	取得の要否	事務事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			9 過誤納税金還付金及び還付加算金	210,000	220,000	△ 4.5%	維持	所得税の減額や二重払い等により発生した特別区民税・都民税等の過誤納税金を還付。 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除による還付。
			10 賦課事業	145,328	27,606	13.9%	レベルアップ	特別区民税・都民税等の課税にかかる申告書・納税通知書等の発送、税額計算、実態調査及び申告環境の整備。 29年度は、原動機付自転車等にプレミアムナンバープレート(デザイン入りナンバー)を導入。
			11 徴収事業	132,843	139,632	△ 4.9%	維持	特別区民税・都民税等の収納にかかる未納者に対する督促状・催告書の送付、徴収嘱託員による訪問徴収、コンビニエンスストア等収納管理、納付案内センターの運営、都外へ転出した滞納者の実態調査の委託等。
			12 特別区債元金	3,097,508	2,411,887	28.4%	維持	特別区債元金の償還。
			13 特別区債利子	371,513	335,407	△ 30.6%	維持	特別区債利子の償還。
			14 一時借入金利子	2,425	2,425	0.0%	維持	一時借入金に伴う償還利子。
			15 特別区債管理事務	4,961	4,356	13.9%	維持	特別区債の発行及び償還に係る事務。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるリーマンショック後の景気低迷の影響により、税金・収納率とも減少傾向にあったが、近年は景気回復の兆しが見え始める中で、税金・収納率ともに回復傾向が見られる。 ・平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 ・平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一した基準に基づく財務書類の作成・公表(平成29年度まで)が要請された。 ・平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。 ・特別区交付金の原資となる法人住民税法人税割の一部が国税化され、平成31年度以降に更なる国税化が予定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げ等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税金を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 ・特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されるため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 ・いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 ・人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。 ・区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標

指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0				80.0	財政課
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8				5.0	財政課
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652				—	財政課
154	特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.10	99.24			98.85	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08			45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.71	2.60				2.24	納税課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)
【参考】26年度の指標値 指標151:78.0 指標152:2.3 指標153:52,496 指標154(現年分):98.95、(滞納繰越分):41.26 指標155:2.77

5 コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	6,623,400千円	16,844,953千円	8,038,164千円	
事業費	5,183,955千円	15,547,349千円	6,657,793千円	
人件費	1,439,445千円	1,297,604千円	1,380,371千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成28年度決算において、経常収支比率は76.0%となり、3年連続で適正水準(70~80%)の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がりに増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成28年度決算では公債費負担比率は1.8%と減少したものの、施設整備等に当たっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成28年度決算では、基金と起債残高の差が700億円を超えた(約717億円)。これまで培ってきた財政力として、長期計画(後期)ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率(現年分)は平成27年度は99.10%、平成28年度は99.24%、特別区民税の収納率(滞納繰越分)は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%となっており、ともに高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.71%、平成28年度は2.60%と現状値と比べ大幅に改善している。

(2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置した。平成29年度は、「会場周辺道路の遮熱性舗装整備事業」や「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」等の関連事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みが必要である。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類(統一的基準モデル)を平成29年度までに作成する必要がある。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定的な財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の利用率向上に取り組む。◆統一的基準モデルに基づく財務書類の今後の活用方法について検討していく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進する。◆長期計画(後期)の着実な推進を図っていく。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

平成28年度 行政評価(二次評価)結果
<ul style="list-style-type: none"> ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。【政策経営部】 ・今後の人口動態や施設の状況を踏まえた上で、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理する。【政策経営部】 ・国による地方公会計制度改革に適切に対応し、正確な情報を区民に公表することで、分かりやすく透明性のある財政運営を行う。【政策経営部】 ・収納率向上に向けた新たな収納方法の利用状況等について、検証を行うとともに、その利用促進のための取り組みを積極的に推進する。【区民部】

《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

<ul style="list-style-type: none"> ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。【政策経営部】 ・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。【政策経営部】 ・国による地方公会計制度改革に適切に対応し、正確な情報を区民に公表することで、分かりやすく透明性のある財政運営を行う。【政策経営部】 ・収納率向上に向けた新たな収納方法の導入については、その利用促進のための取り組みを積極的に推進する。【区民部】
--

これまでの取り組み状況				
① 今後の人口動態や施設の状況を踏まえた、公共施設等の管理に関する基本方針の策定について				
取り組み	区の上位計画である「江東区長期計画」の基本理念のもと、「行財政改革計画」や「分野別計画」等との整合性を図るとともに、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進するための基本方針として、平成28年度に「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。			
	<table border="1"> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
② 新公会計制度の活用				
取り組み	国の地方公会計制度改革に伴い、本区は平成29年度(平成28年度決算)から、統一的な基準による財務書類を作成することとしている。平成27年度は、道路や橋梁などのインフラ資産のほか、リース資産やソフトウェアを含めた固定資産台帳の整備を実施した。平成28年度は、複式簿記導入のためのシステム構築を実施した。			
	<table border="1"> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
③ 収納率向上に向けた多様な収納方法の周知				
取り組み	収納率向上に向け、納税通知書、督促状、催告書の発送時に新たな収納方法のチラシ・案内文(約15万枚)を同封し、多様な収納方法の利用促進を図った。今後も引き続き周知に努めていく。			
	<table border="1"> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			